

鳴門市沿岸で遊漁をされる皆さんへ

鳴門市沿岸は好漁場が広がっており、多くの遊漁者で賑わう場である一方、漁業者にとっては漁業を営むための大切な生活の場所です。漁業者への配慮を忘れず、ルールを守って鳴門市沿岸での遊漁を楽しんで頂くようお願いします。

〇鳴門市沿岸には漁業権が設定されています（裏面参照）

鳴門市沿岸には、地元漁業協同組合に対して以下の漁業権（一定の水面で排他的に一定の漁業を営む権利）が免許されている区域があります。漁業権を侵害した場合は、漁業法第195条による罰則が科せられることがあります。

①共同漁業権

地元漁協等が一定の水面を共同を利用して漁業を営む権利のことです。区域内では「ワカメ」や「タコ」等の漁業権魚種を採捕したり、「刺網」や「定置網」等の漁具周辺で釣りをするなどして漁業者の操業を妨げてはいけません。つきいそでは、漁業者以外の操業（「釣り」を含む）は認められません。

※つきいそ・・・

魚等を集めるために、海底に人工的に設置している魚礁のこと。

②区画漁業権

一定の区域内で養殖業を営む権利のことです。区域内では「ワカメ養殖棚」や「カキ筏」が設置されており、仕掛けが掛かると壊れたり漁業者がケガをする原因となりますので、周辺での釣りは控えて下さい。

〇漁業者の操業を妨げないで下さい

操業中の漁船に不用意に近付くことは、操業の妨げになるだけでなく、大変危険です。操業中の漁船付近での横切りや停泊等の行為は絶対にしないで下さい。



この件についてご不明な点等がありましたら、徳島県農林水産部漁業調整課までお問い合わせください。
お問い合わせ先
088-621-2476

漁業権区域図

- ・つきいそ漁業権：黄色の円形の海域（半径200メートル）
- ・共同漁業権及び区画漁業権：赤い線の内側の沿岸部

※漁業権を侵害した場合、漁業法第195条により罰則が科されることがあります。

